

## ＜経済環境適応資金 サポート資金【経営力強化】＞

(1) 資金名(略称)	サポート資金【経営力強化】	
	略称「環力一般」	略称「環力5号」
(2) 融資対象	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
(3) 資金使途	事業計画の実施に必要な事業資金	経営の安定及び事業計画の実施に必要な事業資金 (既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金※1を借り換える場合に限り)
(4) 融資限度額	2億8,000万円	
(5) 融資期間・利率	1年超3年以内 年1.4%	
	3年超5年以内 年1.5%	
	5年超7年以内 年1.6% ※資金使途は保証付き既往借入金の借換資金を含む場合又は設備資金に限る	
	7年超10年以内 年1.7% ※資金使途は保証付き既往借入金の借換資金を含む場合に限る	
(6) 金利区分	特別金利2	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置1年以内の分割返済	
(9) 保証制度	経営力強化保証	経営力強化保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類※2	① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 事業行動計画書(申込人が策定したもの)	① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③ 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	

※1 新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- (2) 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- (3) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金
- (4) 保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金
- (5) 経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

※2 必要書類②事業行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を克服するための取組事項及び目標設定
- (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
- (4) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画

※3 本制度は、国の全国統一制度である経営力強化保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。